

第91回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成25年9月4日(水) 16:30～18:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 総務省1002会議室

3 出席者

座長 大森 彌
秋山 收
加賀美 幸子
加藤 陸美
関口 一郎
小早川 光郎
松尾 邦弘

(総務省) 行政評価局長 渡会 修
大臣官房審議官 岩田 一彦
行政相談課長 田名邊 賢治
行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

(1) 事案

- ① 未支給年金請求時における添付書類の見直し(新規)
- ② 北海道における日本脳炎に係る予防接種の実施(新規)
- ③ 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し(新規)
- ④ 行政書士試験の出願後における試験会場の変更(継続)

(2) 報告

- ① 国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の申請に係る被保険者の負担軽減(あっせん)
- ② 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収(回答)
- ③ 自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮(回答)
- ④ 軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付(回答)

5 議事概要

(1) 事案

① 未支給年金請求時における添付書類の見直し

<<事案の概要>>

平成 24 年 8 月 12 日、私の母が死亡したため、日本年金機構に対し、8 月 15 日頃に支給される 6 月、7 月及び死亡月の 8 月分の母に対する未支給年金を請求するため、「未支給（年金・保険給付）請求書」に住民票の除票の写しを添付し、国民年金（老齢基礎年金）と遺族共済年金（日本鉄道共済組合）の未支給分について給付請求を行った。

その後、日本年金機構から、申請者の住所及び死亡者との続柄の確認のため、戸籍抄本と住民票の写しの提出を求められた。

しかし、私が添付した住民票の除票には、私が世帯主であり、死亡者は世帯主である私の母であることのほか、住所地も記載され、市長の証明印が捺印されている。また、住民票の除票で、死亡者との続柄が「母」となっているということは、母からみれば私は「子」になることも分かるため、日本年金機構が確認を行おうとしている要素は盛り込まれているものと思われる。このため、住民票の除票でも、未支給請求を行えるようにしてほしい。

(秋山委員)

住民票の届出をする際に、戸籍を添付する必要はあるか。

(事務局)

子どもが生まれて住民となった時、死亡して住民でなくなった時は、出生届や死亡届の戸籍上の届出をしなければ、住民の登録や抹消はできない。

転入や転出のときは、戸籍を添付する必要はない。

(秋山委員)

住民票での子の記載は、実子、養子の区別がされていないか、未支給年金の対象者は、実子に限られるのか。

(事務局)

実子又は養子でも支給される。

(小早川委員)

そもそも住民基本台帳の作成の目的が、住民の身分関係を記録するために作成するものであるという考えと一致するのであれば、住民票のみで身分関係を証明ことは問題ないと思う。

(事務局)

住民基本台帳法の目的は、「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため」とされている。

(小早川委員)

そうすると、住民票で身分関係を証明することは適切ではないということになるのではないか。

(事務局)

関係省庁に確認する必要があるが、住民の出生、死亡は、戸籍の届出があつてはじめて台帳の変更が行われるので、住民票に記載されている情報は戸籍の手續に基づいて記載されているのではないかという理屈に立てば、住民票で身分関係を証明しても問題はないかと考える。

(秋山委員)

なぜ、住民票の除票と請求者の住民票の両方が必要なのか。

(事務局)

住民票の除票は、死亡した当時の住民の情報しか記載されていないため、請求者の情報が記載されていない。請求者の氏名、住所等を明らかにするためには、請求者本人の住民票が必要。

(秋山委員)

戸籍の本籍地と住民票の住所が異なっている場合は、両方の市区町村に請求する必要があるから、手続きが大変であるというのか、相談者の苦情の原因ではないか。

今までの話を聞く限りでは、住民票と除票で証明できるのであれば、戸籍までは必要はないと考える。

(松尾委員)

身分関係を確認するために、なぜ戸籍で確認する必要があるのかが明確に説明されていないと思う。住民票で身分関係が証明できるのであれば、必ずしも多くの資料を添付して請求する必要はないのではないか。

(大森委員)

住民票のみで身分関係が証明できるのではないかという論点で、関係省庁へおした上で、次回改めて議論することとしたい。

② 北海道における日本脳炎に係る予防接種の実施

<<事案の概要>>

私は、青森から函館に家族で転居したが、母子手帳に記載されている幼児への日本脳炎の予防接種の案内が市役所から来ないため、函館市のホームページを確認したところ、「北海道は日本脳炎の予防接種を行う必要のない区域に指定されているため、函館市では実施していない。」と掲載されていた。

北海道においても、BCG（結核）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、はしか等の予防接種は、無料で受けることができるが、日本脳炎の予防接種を任意で受けると5,000円程度の自己負担となる。

日本脳炎の患者は、九州、四国、中国、沖縄等に居住している高齢者が多いとされているが、北海道で生まれ育った子供であっても、将来的には仕事等で国内の日本脳炎発生地域や東南アジア等の海外で生活することも考えられるの

で、国は国内全ての市町村で日本脳炎の予防接種を義務として、無料で実施してほしい。

(加賀美委員)

引越した場合は、転居先で予防接種を受けることができるか。

(事務局)

日本脳炎は、3歳の時に2回、4歳の時に1回、9歳の時に1回の合計4回受ける。将来、子どもが北海道を離れて別の場所に行くかは不確定なので、接種をするかは、保護者の責任であることになると思う。

(加賀美委員)

予防の意味を考えると、北海道で日本脳炎を発症しなくても、予防接種を受けることが大事だと思う。

(大森座長)

将来、北海道の人も国内を移動する可能性があるが、その人の中から発症している人はいるのか。

(事務局)

そのようなデータはない。

(加賀美委員)

北海道で生まれ育って予防接種を受けていない人が発症している可能性はあるのではないか。

(大森座長)

国内で多くの人々が移動する状況下で、北海道だけ除外していいのか。

(松尾委員)

抗体を保有している豚がいることは、どのような意味があるのか。

(事務局)

抗体を保有しているブタの数が多くなれば、コガタアカイエカがそのブタを刺して、人を刺すという危険性が高くなるので、日本脳炎に感染する危険性が高くなる。

(松尾委員)

接種時期の子どもを持っている親の立場から考えると、北海道にずっと住むことが分かっていたら、日本脳炎に対する問題意識は低いと考えるが、仕事で転勤するということになったときは、相当心配すると思う。青森県では予防接種を行っているのに、北海道では行わないという対応はいかがなものかと思う。北海道から異動することが分かった時点で、申請により予防接種を無料でやるという対応はできないか。

北海道において、日本脳炎は予防接種を受ける必要があると周知しているのか。

(事務局)

札幌市が作成した「予防のしおり」の中で、日本脳炎について周知している。しかし、担当者が北海道札幌市に行って市民の方に話を聞いたが、日本脳炎に対して、危機感を持っていない。日本脳炎がどのような病気なのか市民に伝えても、大勢の住民が接種を受けているとは聞いていない。

(小早川委員)

現在はどこに住んでいようが、国内外に移動する人は多く、昔と事情が違っているのかもしれない。国民の感染症の予防制度について考えるならば、全国一律でやるかやらないかのどちらかと思う。それを一定の地域だけ定期接種を行わなくていいと除外できるという制度が、感染症の専門的な観点から、どれだけ合理的なのか疑問である。現行法では、都道府県の判断で日本脳炎の予防接種の実施できるが、北海道だけが実施していない。定期接種を実施するかの判断は、地域の問題よりも国民全体の公衆衛生の問題でないかと思う。

(加賀美委員)

国内外に移動する可能性は十分あるのだから、予防接種は必要だと思う。全国一律に日本脳炎の予防接種を実施した方がいい。

(大森座長)

政令を改正することは難しいので、まずは厚生科学審議会において、審議を促すことは可能か、厚生労働省に求めるのはいかがか。

(事務局)

厚生労働省の意見を確認したい。

(加藤委員)

日本脳炎の予防接種による副作用の問題が大きく取り上げられ、副作用に対する関心が高かった時期があったと思う。北海道において定期接種を行うのであれば、その点について考えたほうがいいと思う。

③ 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し

<<事案の概要>>

私は、宮崎県にある新田原基地周辺に居住しており、10年以上前に新田原基地を離発着する航空機の騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業に係る助成金を受け、エアコンの取付工事を行った。

最近になって、当該エアコンが故障したため、「空気調和機器の機能復旧工事」の申込みを行い、助成金を利用しようとしたところ、「事業に係る予算が不足しているため住宅防音工事希望届を提出してから、実際にエアコンが修理されるまで、約1年の期間が必要である」旨の説明を受けた。

エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。

(松尾委員)

防衛省の事業は、1年から1年半の間、暑さを我慢せざるをえないような補助金の出し方をするのか。国土交通省の事業ではすぐに補助金が支払われて、防衛省はすぐに支払われないというのであれば、バランスを欠いていると思うので、その辺りを調べていただきたい。

民間の飛行場などが含まれている国土交通省の事業では、予算は不足していないのに、自衛隊基地が近くにある防衛省の事業では予算が不足している点を疑問に思う。

同じ状況の騒音について、軍用基地では対応が悪いというのは、おかしいのではないか。

国土交通省の事業は予算が充足しているのに対し、防衛省の事業は予算が不足しているのは、国の対応としておかしいと思うので、実態を詳しく聞いてい

(大森座長)

大きな意味では、基地の騒音で被害を受けている人たちに対して、どのような政策を施していくかという話だと思う。

(松尾委員)

今年、猛烈に暑かったから空調を上手に使いましようと言われていたのに、空調の復旧工事を我慢するという現状は、世間的には非常識だと思う。

(大森座長)

エアコンの取替えまでに1年以上待つことは不合理ではないか。予算がないからエアコンが付けられないこと自体を改善すべきではないか。

立替払いで先にエアコンを取り付ける可能性はあるか、確認してほしい。

(事務局)

次回の説明で説明する。

④ 行政書士試験の出願後における試験会場の変更

<<事案の概要>>

平成24年度の行政書士試験の受験手続をインターネットで行ったが、転勤により、出願時に申し込んでいた試験場での受験が困難になった。このため、当該試験を実施している財団法人行政書士試験研究センターに対して試験会場の変更を求めたが、会場の変更は認めていないということであった。

私のように転勤等で試験会場の変更を希望する者もいると思うので試験場の変更を認めてほしい。

(大森座長)

事務局からの説明のとおり、試験地変更を認めていない他の国家試験についても合理的な理由が確認できたので、現状では改善を求めることは難しいとい

う結論でよろしいか。

(2) 報告

- ① 国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の申請に係る被保険者の負担軽減(あっせん)
- ② 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収(回答)
- ③ 自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮(回答)
- ④ 軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付(回答)

※委員から発言なし。

以 上